平成２８年（フ）第２６号
群馬県桐生市菱町１丁目498番地の９
破産者　藤本　節子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５２号
群馬県桐生市梅田町４丁目348番地の１
破産者　窪田　康夫
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２７９号
岐阜市御望１丁目51番地１　（ロイヤルガーデンキハラ　Ｃ棟　202号室）、開始決定時の住所岐阜市長良志段見191番地２
破産者　林　　則行
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９４号
兵庫県姫路市香寺町香呂52番地５　Ｃハウス205号
破産者　市場　佳子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市別当６丁目７番１号
破産者　加藤　豊幸
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第１９号
福岡県福津市津屋崎４丁目６番３号
破産者　瀧口　昇司
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５２号
福岡市博多区綱場町８番17―907号、旧住所高知県土佐市蓮池906番地11、福岡市博多区綱場町８番８―1205号
破産者　篠原知佐子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５７号
福岡市東区若宮２丁目７番21号
破産者　スナック　ローサこと　野本　康枝
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３１２号
福岡市東区香椎浜２丁目１番３―504号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡粕屋町長者原東３丁目５番13号　ノースウィル203号
破産者　前田　実咲（旧姓上）
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４２号
福岡県糸島市志摩久家442番地６
破産者　渡邊　辰志
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４５号
福岡県太宰府市朱雀４丁目５番17号　ＡＰＴ01　101号、前住所福岡県太宰府市都府楼南３丁目24番11―501号
破産者　本名　成江
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７号
福島県郡山市富田町日吉ヶ丘104番地
破産者　小林　洋一
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１８５５号
横浜市都筑区大丸４番７―602号
破産者　牧野　智保
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０５号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目20番31―201号、前住所横浜市南区大橋町２丁目40番地
破産者　渡邊　　勉
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田61番地の２　ＡＸＩＳ　102号室
破産者　茶谷　晋弘
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
岐阜県海津市海津町高須町851番地１
破産者　西川　直人
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
静岡県沼津市大岡3176番地の３　アイビーハウス門池公園601
破産者　今西　　磐
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
愛知県田原市加治町宇沢42番地１
破産者　シカゴピザ田原店こと　河合　　登
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部